



熊本県公報

第 1 1 8 0 2 号

平成 21 年 5 月 1 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(荒尾加入区).....	(団体支援総室)	1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(海路口加入区)....	(〃)	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(樋島加入区).....	(〃)	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(栖本加入区).....	(〃)	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(中加入区).....	(〃)	3
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(維和加入区).....	(〃)	3
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(上加入区).....	(〃)	3
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(湯島加入区).....	(〃)	4
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(御所浦加入区)....	(〃)	4
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(佐伊津加入区)....	(〃)	4
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(崎津加入区).....	(〃)	4
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(久玉加入区).....	(〃)	5
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(深海加入区).....	(〃)	5
○保安林の指定に関する予定.....	(森林保全課)	5
○道路の区域変更.....	(道路保全課)	6
○道路の供用開始.....	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定.....	(高齢者支援総室)	6
○介護予防サービス者の指定.....	(〃)	7
○指定居宅サービス事業者の指定.....	(〃)	7
○介護予防サービス者の指定.....	(〃)	7
○保安林の指定に関する予定.....	(森林保全課)	7
○保安林の指定に関する予定.....	(〃)	8
○保安林の指定に関する予定.....	(〃)	8
○公有水面埋立免許.....	(河川課)	8
○指定代理納付者の指定.....	(税務課)	9
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告.....	(建築課)	10
○土地改良区役員の退任及び就任.....	(農村計画・技術管理課)	10
○土地改良区役員の退任.....	(〃)	11
○平成21年度熊本県調理師試験の実施.....	(健康づくり推進課)	11
○都市計画法による開発行為工事完了公告.....	(建築課)	12
登 載 依 頼		
○収支報告書の一部訂正に伴う収支報告書の要旨の公表.....	(選挙管理委員会)	13
○個人演説会の指定施設の解除.....	(〃)	13
○個人演説会の指定施設の名称変更.....	(〃)	14
○熊本県道路交通規則の一部を改正.....	(運転免許課)	14
○認知機能検査員講習の実施.....	(〃)	15

告 示

熊本県告示第 4 2 7 号

漁船損害等補償法(昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。)第 1 1 2 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和 2 7 年政令第 6 8 号)第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
荒尾加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
荒尾市荒尾 7 8 0 番地 1 矢野 浩治
荒尾市一部 3 9 0 番地 大園 明義
荒尾市一部 1 3 9 2 番地 1 中尾 義照

- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
荒尾漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
荒尾漁業協同組合

熊本県告示第428号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
海路口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市海路口町3438番地 川上 武明
熊本市海路口町3574番地 満田 正弘
熊本市海路口町335番地の2 笠井 勝利
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
海路口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
海路口漁業協同組合

熊本県告示第429号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
樋島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
上天草市龍ヶ岳町樋島2595番地 桑原 千知
上天草市龍ヶ岳町樋島1444番地6 平岡 雪信
上天草市龍ヶ岳町樋島2553番地2 安井 義数
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
樋島漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
樋島漁業協同組合

熊本県告示第430号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
栖本加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市栖本町湯船原912番地1 倉本 武
天草市栖本町古江100番地2 山崎 生男
天草市栖本町馬場3583番地1 緒方 至
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
栖本漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで

5 縦覧場所
 栖本漁業協同組合

熊本県告示第431号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区
 中 加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 上天草市大矢野町中7626番地の3 小崎 一成
 上天草市大矢野町中4231番地 西田 一守
 上天草市大矢野町中9787番地 松下 繁法
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合

熊本県告示第432号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区
 維和加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 上天草市大矢野町維和338番地 益田 一利
 上天草市大矢野町維和352番地の4 吉本 純博
 上天草市大矢野町維和5063番地の3 須崎 幸誠
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合

熊本県告示第433号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区
 上 加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 上天草市大矢野町上710番地 関山 義行
 上天草市大矢野町上8248番地の20 出口 勝久
 上天草市大矢野町上705番地 河本 昇
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合

熊本県告示第434号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
湯島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
上天草市大矢野町湯島403番地 森 悦雄
上天草市大矢野町湯島708番地の3 松尾 重人
上天草市大矢野町湯島655番地 高橋 健一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第435号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
御所浦加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市御所浦町牧島588番地 長井 庄三
天草市御所浦町牧島3850番地2 山下 峰晴
天草市御所浦町横島334番地1 岩本 昭一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第436号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
佐伊津加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市佐伊津町2029番地 岡 常哉
天草市佐伊津町116番地 早崎 和広
天草市佐伊津町2159番地1 澤田 唯二
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第437号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出

に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
崎津加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
天草市河浦町崎津526番地 浦壁 壯介
天草市河浦町崎津1170番地 船津 龍一
天草市河浦町崎津369番地 山下 富浩
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第438号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
久玉加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
天草市久玉町3107番地の3 松山 実
天草市久玉町2897番地 宮内 道明
天草市久玉町1767番地 萩山 市蔵
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第439号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
深海加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
天草市深海町855番地 沖崎 義明
天草市深海町1055番地 山道 清樹
天草市深海町919番地 浜元 照雄
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月1日から平成21年5月15日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字平2519番、2520番、2521番1、2522番1、2529番、2530番2、2530番4、2531番1、2532番11、2535番2、2536番、2537番、2543番2、255

- 6番3、2556番4、2557番、2558番1、2568番、2571番、2616番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平2556番3、2556番4、2557番、2535番2・2543番2・2558番1・2568番・2571番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成21年5月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字鶴ノ巣 2262番2地先から 同所 2254番1地先まで	前	6.5 ～ 9.5	75.0	単県側溝（仮設道路の区域編入）
			後	6.5 ～ 9.5	75.0	
				5.0 ～ 10.5	98.0	

2 区域を変更する期日 平成21年5月1日

熊本県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成21年5月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	玉名市天水町小天 897番12地先から 同所 897番9地先まで	148.7	交安統合補助

2 供用を開始する期日 平成21年5月1日

熊本県告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションお手伝い 熊本市水前寺二丁目18番12号	株式会社デイホーム水前寺	平成21年5月1日

熊本県告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションお手伝い 熊本市水前寺二丁目18番12号	株式会社デイホーム水前寺	平成21年5月1日

熊本県告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアリングあゆみ訪問看護ステーション 水俣市袋365番地1	ケアリングあゆみ合同会社	平成21年5月1日

熊本県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアリングあゆみ訪問看護ステーション 水俣市袋365番地1	ケアリングあゆみ合同会社	平成21年5月1日

熊本県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字和田1404番、1440番、1444番1、1460番、1461番、1476番、1480番2、1483番から1485番まで、1486番1、1490番、1493番1、1493番3、1494番、1507番、1509番、1513番2から1513番4まで、1514番1、1515番2、1519番1、1520番1、1520番3、1522番、1523番、1525番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字和田1444番1・1460番・1485番・1494番・1507番・1522番（以上6筆については次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第448号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字村上715番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第449号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字平尾2868番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第450号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 埋立免許年月日
平成21年4月23日
- 2 出願者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - (一工区)
天草市有明町楠甫字米ノ山6200の4、6200の1、6200の5に隣接する無番地（道路）地先公有水面
 - (二工区)
天草市有明町楠甫字米ノ山6200の4、6200の1、6200の5に隣接する無番地（道路）地先公有水面
 - (2) 区域
 - (一工区)
次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位（DL+3.80メートル（TP+2.13メートル））の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 北緯32度30分07.78秒、東経130度23分06.32秒 から88度49分56秒 532.088メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から91度08分11秒 2.294メートルの地点

③の地点	②の地点から	181度09分08秒	19.986メートルの地点
④の地点	③の地点から	183度00分20秒	20.001メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	184度24分53秒	17.137メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	184度08分33秒	2.870メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	182度33分01秒	5.300メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	180度30分54秒	5.300メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	178度28分47秒	5.300メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	176度23分20秒	5.449メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	202度57分43秒	9.944メートルの地点

(二工区)

次の⑫の地点から⑯の地点までを順次直線で結んだ線及び⑯の地点と⑫の地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位(DL+3.80メートル(TP+2.13メートル))の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑫の地点	黒州三等三角点(北緯32度30分07.78秒、東経130度23分06.32秒)から	88度49分30秒	523.771メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	183度02分10秒	19.371メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	183度02分48秒	20.000メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	183度01分42秒	17.130メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	183度11分21秒	10.300メートルの地点

(3) 面積

(一工区)	174.65平方メートル
(二工区)	122.31平方メートル
(合計)	296.96平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

(一工区)

天草市有明町楠甫字米ノ山6200の4、6200の1、6200の5に隣接する無番地(道路)地先公有水面

(二工区)

天草市有明町楠甫字米ノ山6200の4、6200の1、6200の5に隣接する無番地(道路)地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次のアの地点からオの地点までを順次直線で結んだ線及びオの地点とアの地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位(DL+3.80メートル(TP+2.13メートル))の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

アの地点	黒州三等三角点(北緯32度30分07.78秒、東経130度23分06.32秒)から	87度45分14秒	532.046メートルの地点
イの地点	アの地点から	91度08分11秒	12.836メートルの地点
ウの地点	イの地点から	181度09分08秒	38.775メートルの地点
エの地点	ウの地点から	184度22分32秒	28.740メートルの地点
オの地点	エの地点から	202度57分43秒	35.586メートルの地点

(二工区)

次のカの地点からシの地点までを順次直線で結んだ線及びシの地点とカの地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位(DL+3.80メートル(TP+2.13メートル))の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

カの地点	黒州三等三角点(北緯32度30分07.78秒、東経130度23分06.32秒)から	88度20分38秒	523.481メートルの地点
キの地点	カの地点から	214度04分24秒	2.115メートルの地点
クの地点	キの地点から	213度54分24秒	6.384メートルの地点
ケの地点	クの地点から	183度02分46秒	50.526メートルの地点
コの地点	ケの地点から	158度30分22秒	10.862メートルの地点
サの地点	コの地点から	180度37分50秒	0.727メートルの地点
シの地点	サの地点から	173度58分01秒	5.376メートルの地点

(3) 面積

(一工区)	1,004.92平方メートル
(二工区)	422.14平方メートル
(合計)	1,427.06平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

熊本県告示第451号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

平成21年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定代理納付者に指定した者

- ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた県税の税目
熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）に基づく自動車税（普通徴収に係るもので、納税通知書にクレジット納付用番号が記載されたものに限る。）
 - 3 指定代理納付者による代理納付を申し出ることを認めた期間
平成 21 年 5 月 1 日から平成 21 年 6 月 1 日まで

公 告

熊本県公告第 237 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 21 年 5 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字南沖 3792 番 31
2, 618.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市健軍本町 54 番 5 号
株式会社丸山住宅
沖縄県石垣市字大川 67 番地カトリック石垣教会内
石垣 陽一郎
沖縄県那覇市首里赤田町二丁目 48 番地 1
石垣 郁子
沖縄県那覇市首里赤田町二丁目 48 番地 1
石垣 愛一郎
横浜市港南区港南台一丁目 22 番 27-203 号
森 陽子

熊本県公告第 238 号

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 21 年 5 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2369 番地
理事	志水 博	宇城市小川町北部田 1166 番地の 2
理事	杉本 勇	宇城市小川町南小野 1116 番地
理事	藏里 秋光	宇城市小川町河江 601 番地
理事	平野 保之	宇城市小川町江頭 250 番地
理事	野口 幸介	宇城市小川町川尻 189 番地
理事	平田 晃	宇城市小川町南新田 1570 番地
理事	橋本 正道	宇城市小川町西北小川 690 番地
理事	地原 静次	宇城市小川町東小川 2425 番地
理事	橋本 洋吉	宇城市小川町西海東 1313 番地
理事	徳永 壽一	宇城市小川町中小野 681 番地
理事	柳田 慎矢	宇城市小川町北小野 970 番地
理事	上田 重信	宇城市小川町住吉 19 番地
理事	岩永 末廣	宇城市小川町南小川 355 番地
理事	橋田 次義	宇城市小川町新田出 194 番地の 2
監事	河野 清	宇城市小川町南小野 1609 番地
監事	福島 一郎	宇城市小川町北新田 1227 番地
監事	米原 健一	宇城市小川町新田 1143 番地
監事	松村 文昭	宇城市小川町東小川 2686 番地
監事	吉田 利亜	宇城市小川町北小野 449 番地

就任		
理事	篠崎 鐵男	宇城市三角町波多 2 8 1 番地の 4
理事	村川 通	宇城市小川町南部田 1 4 9 0 番地
理事	篠塚 岩雄	宇城市小川町南小野 1 0 4 7 番地
理事	井上 雅浩	宇城市小川町北新田 1 1 7 8 番地の 2
理事	平野 保之	宇城市小川町江頭 2 5 9 番地
理事	宮野 康則	宇城市小川町新田 1 2 2 7 番地
理事	前田 義信	宇城市小川町南新田 1 8 4 番地の 1
理事	木野 雄二	宇城市小川町西北小川 1 3 3 番地
理事	山下 勝巳	宇城市小川町東小川 2 3 5 5 番地
理事	吉水 和博	宇城市小川町西海東 1 9 番地の 2
理事	徳永 壽一	宇城市小川町中小野 6 8 1 番地
理事	柳田 慎矢	宇城市小川町北小野 9 7 0 番地
理事	光永 政明	宇城市小川町住吉 6 0 0 番地
理事	吉川 勝弘	宇城市小川町南小川 8 2 6 番地
理事	稲葉 勇児	宇城市小川町新田出 1 5 9 1 番地
監事	谷川 洋二	宇城市小川町北部田 1 0 7 1 番地の 1
監事	藤井 彦六	宇城市小川町河江 1 7 0 番地
監事	遠山 幸利	宇城市小川町川尻 6 9 番地
監事	藤崎 正之	宇城市小川町西海東 1 3 1 2 番地
監事	吉田 豊實	宇城市小川町中小野 9 1 3 番地

熊本県公告第 2 3 9 号

植木町に事務所を置く植木町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 1 年 5 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	藤井 修一	鹿本郡植木町大字一木 6 7 0 番地 1 2

熊本県公告第 2 4 0 号

調理師法（昭和 3 3 年法律第 1 4 7 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 1 年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和 3 4 年熊本県規則第 8 号）第 9 条の規定により公告する。
平成 2 1 年 5 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成 2 1 年 8 月 3 1 日（月）
午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 番 1 0 0 号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学 歴
学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 5 7 条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）
 - (2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号）第 3 5 条第 1 号、第 1 4 号若しくは第 3 2 号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1 回 2 0 食以上又は 1 日 5 0 食以上）において、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上の勤務で、2 年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課

- 等で配付する。
 なお、郵送による配布を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、あて先を明記し、90円切手をはった返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
- (2) 願書受付期間
 平成21年6月15日（月）から平成21年6月19日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成21年6月19日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- (3) 願書提出先
 願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に送付すること。
 ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
 イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
 ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課
- (4) 提出書類
 ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部
 イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
 学校教育法第57条に該当することを証する書類
 卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
 なお、過去3年以内の受験票の添付により、調理業務従事証明書及び卒業証明書又は卒業証書の写しの添付を省略することができる。
 ウ 写真 1枚
 提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの本人であることが確認できるカラー写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの
 エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6か月以内に交付されたもの） 1部
 調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
- (5) 受験手数料
 6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）
 受験願書受理後の受験手数料は返還しない。
- (6) 受験票の交付
 受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 6 合格発表
 合格者は、平成21年9月18日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
 なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 7 その他
 (1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。
 (2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
 なお、開示期間は合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は熊本県健康福祉部健康づくり推進課とする。

熊本県公告第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成21年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 八代市葭牟田町字新牟田506番2及び同507番
 4,101.10平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
 株式会社コメリ

登 載 依 頼

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 2 号

平成 2 0 年 9 月 2 9 日 熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 9 1 号 (政 治 団 体 の 収 支 報 告 書 の 要 旨 の 公 表) の 一 部 を 次 の と お り 変 更 す る 。
平成 2 1 年 5 月 1 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 柴 田 憲 保

政 治 団 体 の 収 支 報 告 書 の 要 旨

政 治 団 体 の 名 称 自 由 民 主 党 熊 本 県 熊 本 市 第 二 十 八 支 部
報 告 年 月 日 平 成 20/02/25

1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		<u>201,076円</u>
イ 本年收入額		<u>201,076円</u>
(2) 支出総額		0円
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄 附		100,000円
(7) 寄附 (内訳別掲)		100,000円
c 政治団体からの寄附		100,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		<u>100,000円</u>
自由民主党熊本県支部連合会		<u>100,000円</u>
カ その他の収入		<u>1,076円</u>
10万未満の収入		<u>1,076円</u>
合 計		<u>201,076円</u>

[寄附の内訳]

ウ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金 額)	(事務所の所在地)
自由民主党熊本県第一選挙区支部	100,000円	熊本市
小 計	100,000円	

* 下線部分が訂正箇所

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 3 号

公 職 選 挙 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 1 6 1 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 個 人 演 説 会 等 の 施 設 と し て 指 定 し て い た 次 の 施 設 の 指 定 を 解 除 す る 旨 の 報 告 が あ っ た 。
平成 2 1 年 5 月 1 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 柴 田 憲 保

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
八代市	八代市農事研修センター	八代市古城町2259番地

熊本県選挙管理委員会告示第 2 4 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 1 条第 3 項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の名称が変更になった旨の報告があった。
平成 2 1 年 5 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

市町村名	施 設 の 名 称		所 在 地
	変更前	変更後	
八代市	八代市鏡農村環境改善センター	八代市農村環境改善センター	八代市鏡町内田 1 3 3 9 番地 1

熊本県公安委員会規則第 4 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成 2 1 年 5 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（認知機能検査員講習）

第 4 2 条の 3 道路交通法の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 9 0 号）による改正後の法第 9 7 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する認知機能検査を実施する者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）は、次により行う。

(1) 認知機能検査員講習を受けようとする者は、別記様式第 5 5 号の申込書を公安委員会に提出しなければならない。

(2) 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、別記様式第 5 6 号の終了証を交付するものとする。

(3) 認知機能検査員講習を行う場所、期日、時間その他必要な事項は、告示で定める。

別記様式第 5 4 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 5 5 号（第 4 2 条の 3 関係）

認知機能検査員講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所
氏名

年 月 日生

熊本県道路交通規則第 4 2 条の 3 に掲げる講習（認知機能検査員講習）を申し込みます。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 者 の 区 分	1 一般受講者 2 一部免除者
連 絡 先	自 宅 () ー
	勤 務 先 () ー
手 数 料	

- 備考 1 申し込もうとする受講者の区分に○を付けること。
 2 連絡先は、自宅及び勤務先の電話番号を記入すること。

別記様式第 5 6 号（第 4 2 条の 3 関係）

第 号

認知機能検査員講習終了証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、熊本県公安委員会が実施する認知機能検査員講習の課程を終了したことを証する。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 8 号

熊本県道路交通規則第 4 2 条の 3 に規定する認知機能検査員講習を実施するので、同条第 3 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 5 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 受講者の区分

(1) 一般受講者

平成 2 1 年 6 月 1 日現在で 2 5 歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの

(2) 一部免除者

前号に掲げる者で次のいずれかに該当するもの

- (ア) 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修（研修項目に「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」が含まれているものに限る。）の課程を終了した者
- (イ) 自動車安全運転センターが実施する補充講習の課程を終了した者
- (ウ) 都道府県指定自動車教習所協会又は社団法人全国自動車運転教育協会が実施する伝達補充講習の課程を終了した者

2 講習の場所、期日及び時間

(1) 一般受講者

場 所	期 日	時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	平成21年5月15日(金)	午前10時00分から 午後5時00分まで (休憩時間を含む。)

(2) 一部免除者

場 所	期 日	時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	平成21年5月13日(水)	午後2時00分から 同5時00分まで
	平成21年5月14日(木)	
	平成21年5月15日(金)	

3 申込期間等

(1) 申込期間

告示の日から平成21年5月8日まで（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）

(2) 申込時間

午前9時から午後4時まで

(3) 申込書の提出場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

熊本県警察本部交通部運転免許課教習係

電話096-233-0110 内線350又は351